



事務連絡
令和2年2月3日

各都道府県教育委員会学校教育主管課
各指定都市教育委員会学校教育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人の
附属学校事務担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校事務担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、下記のとおり留意事項をとりまとめましたので、内容を確認の上、適切に対応されるようお願いいたします。なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて、最新の情報や追加的な留意事項を提供する場合がありますことを申し添えます。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- (1) 新型コロナウイルスに関しては、現段階では不明な点も多いことや、日々状況が変化している現状を踏まえ、各教育委員会・国公立大学法人・地方公共団体においては、最新かつ正確な情報を学校保健担当部局、保健衛生部局等の関係機関と十分連携しつつ、収集すること。また、学校への連絡体制を構築し、これらの情報を各学校に提供するとともに、必要に応じ、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

(参考)

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について（文部科学省ホームページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルス感染症の対応について（内閣官房ホームページ）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

- ・新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- (2) 現在、「中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和2年1月29日付け元初健食第37号）の更新について（通知）」（令和2年2月3日元初健食第42号）において、中国から帰国した児童生徒等への対応について留意事項に沿った対応をお願いしているところである。入学者選抜の実施に当たっては、当該通知に示されている留意事項も参考にしつつ、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めること。

【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導調査係

TEL 03-5253-4111（内線 3291）

FAX 03-6734-3735

e-mail jidous@mext.go.jp